

公募における基地港湾の利用に関する考え方

2022年10月14日

国土交通省
経済産業省

公募における基地港湾の利用に関する考え方

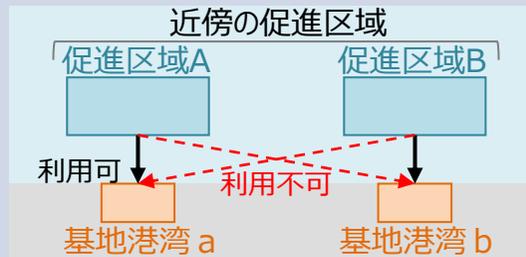
- 近傍の複数の促進区域において同時に公募を実施する場合の基地港湾の利用ルールについて、第15回合同会議（2022年9月30日開催）において御審議頂いたところ。

第15回合同会議における委員からの御指摘事項

- 公共財産である基地港湾の効率的な利用を図ることが大前提であり、**案2とすべき**。
- **基本的に案2が良いが、具体的な選定方法**について次回の合同会議で議論すべき。
- 基地港湾利用の自由度が高い**案2に賛成**。ただし、**運用面、特に落札制限との関係は要検討**。
- **案2の場合**、他の区域の入札結果の影響を受け、評価点1位の公募参加者が選定されないケースも想定されることから、**予見性・合理性・透明性のあるルールが作れるのか疑問**。**困難な場合は案1とすべき**。
- **案2の場合**、評価点1位を取っても選定されないケースがあるのは**分かりづらく、不公平**。利用重複した場合には、**一方の計画の利用港湾の変更を促しても良いのではないか**。

(参考) 第15回合同会議でお示した基地港湾の利用ルール (案)

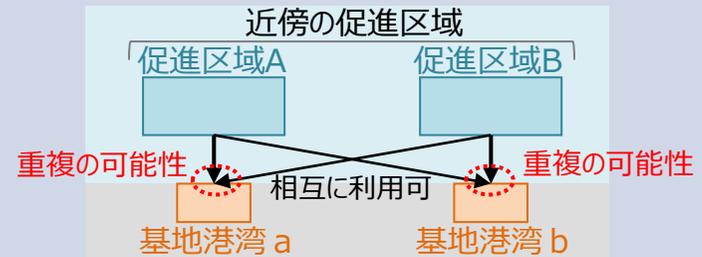
【案1】他の基地港湾の利用を認めない



<特徴と留意点>

- 他の促進区域との利用重複が発生しないため、基地港湾利用の予見可能性が高い。
- 基地港湾の利用可能期間の制約により、促進区域によっては運転開始時期の制約が生じる場合も想定される。

【案2】他の基地港湾の利用を認め、利用重複時の選定ルールを定める



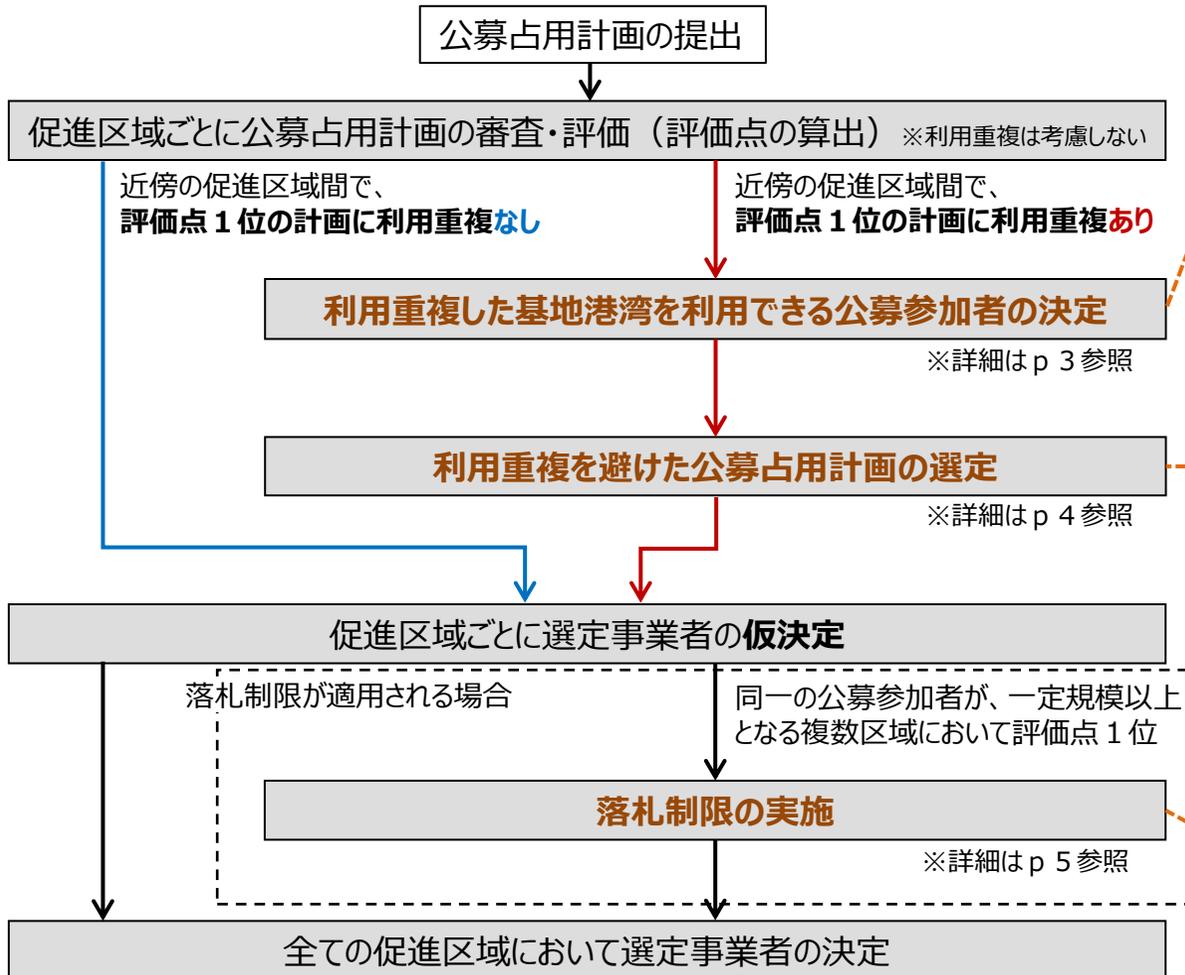
<特徴と留意点>

- 基地港湾によって利用可能期間が異なる場合、相互利用を可能とすることで、基地港湾の効率的な利用や早期の運転開始が期待される。
- 基地港湾の選択により、最適な事業計画の提案が可能。
- 異なる促進区域間で利用重複した場合の選定ルールをあらかじめ別途定める必要がある。

公募における基地港湾の利用に関する考え方（続き）

- 複数の促進区域を同時に公募する場合は、公募参加者の予見性向上の観点から、立地や開発時期を考慮して、基地港湾の利用期間の重複が生じないようにすることが望ましい。しかしながら、**次回公募の対象区域のうち、近傍に位置する「秋田県八峰町及び能代市沖」、「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」については、基地港湾として能代港、秋田港の利用が想定され、利用期間が重複した提案が出されるおそれがある。**
- 前回の合同会議における議論も踏まえ、**上記2区域の公募時における基地港湾の利用ルールとして、前回お示した案2（他の基地港湾の利用を認め、利用重複時の選定ルールを定める）を前提に、事業者選定の具体的な方法について検討すること**としたい（事業者選定プロセス及び検討すべき事項は以下のとおり）。

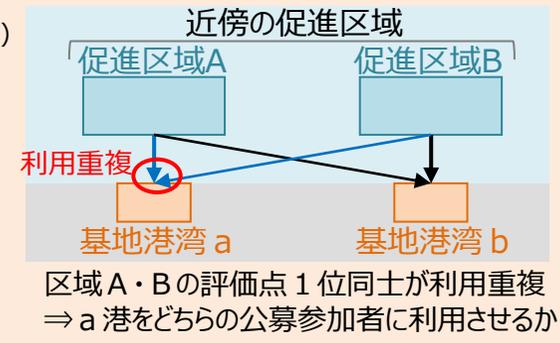
<想定される事業者選定プロセス>



<検討すべき事項>

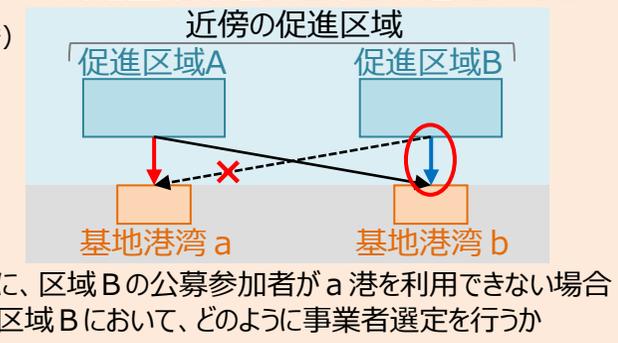
検討事項Ⅰ <基地港湾を利用できる者の決定方法>

(イメージ)



検討事項Ⅱ <利用重複を避けた計画の選定方法>

(イメージ)



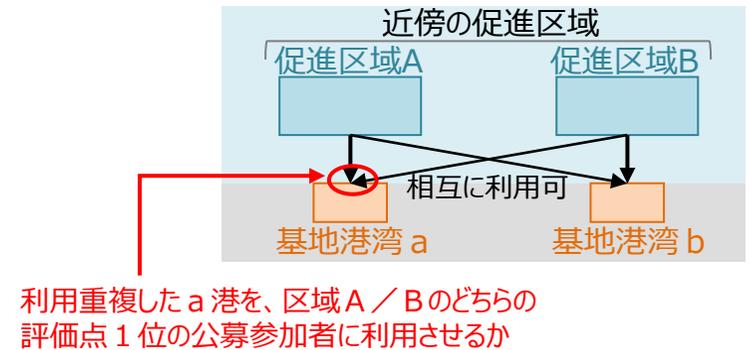
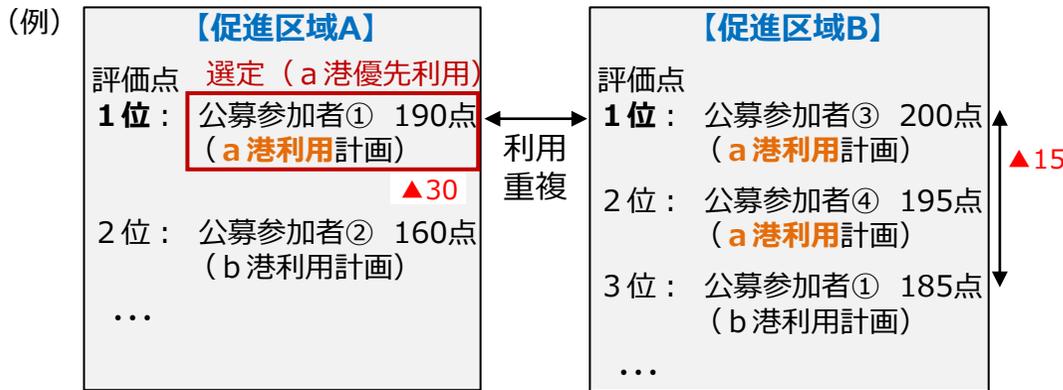
検討事項Ⅲ <落札制限の実施の方法>

- 落札制限の適用時における「海域の割り当て順」をどのように決定するか

公募における基地港湾の利用に関する考え方（続き）

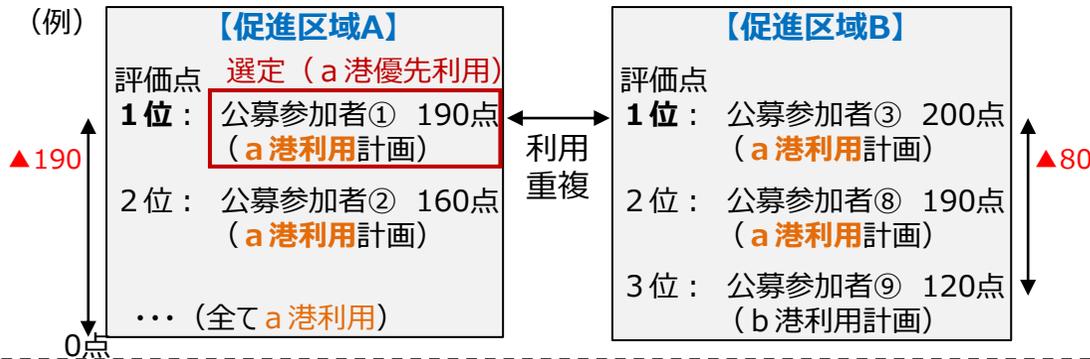
検討事項 I <利用重複した基地港湾を利用できる公募参加者の決定の方法>

- 近傍の促進区域間で評価点 1 位の計画に利用重複が生じた場合、両区域の計画が同時に成立しないことから、利用重複した基地港湾を利用できる公募参加者を決定する必要がある。
- この際、一方の促進区域においては、評価点 1 位の計画ではなく、利用重複しない評価点 2 位以降の計画を選定することとなる。
 （落札制限における海域割り当てルールと同様の考え方により）全体としての評価点の下げ幅が最小限となるよう、「評価点 1 位の計画」と「利用重複しない次点の計画」との点差に着目し、当該点差の大きな区域（※）の評価点 1 位の公募参加者に、利用重複した基地港湾を利用させることとしたい。（※）点差が同じ場合は、系統容量の大きな区域



【備考】一方の促進区域において、提案のあった全ての計画で利用重複していたケースの取扱い

※（下図の例の場合）促進区域Aにおいては「利用重複しない次点の計画」が存在しないため、「評価点 1 位の計画」と「0点」との点差（＝評価点 1 位の計画の評価点）を用いることとする。これは、利用重複した a 港を促進区域 B の公募参加者に利用させた場合、促進区域 A の選定事業者が決まらず、再公募となる（当該区域における運転開始時期が遅延する）ことから、このような事態を回避するため上記の取扱いとするもの（落札制限の考え方と同様）。



※さらに、促進区域Bにおいても、全ての提案が「a 港利用」であった場合には、「評価点 1 位の計画」と「0点」との点差（＝評価点 1 位の計画の評価点）の大きい区域の公募参加者に a 港を利用させ、もう一方の区域については再公募を行うこととなる。

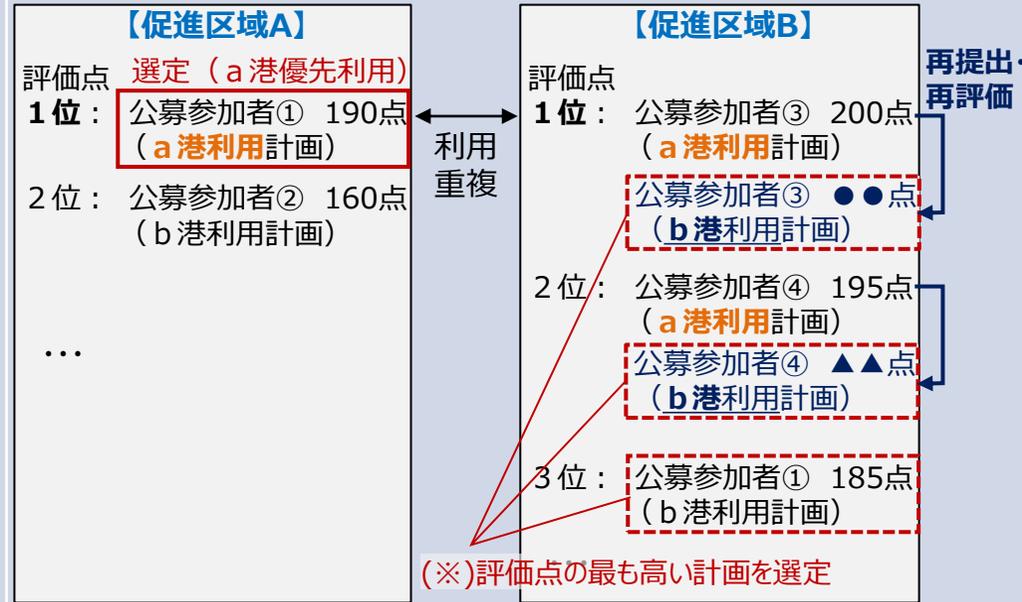
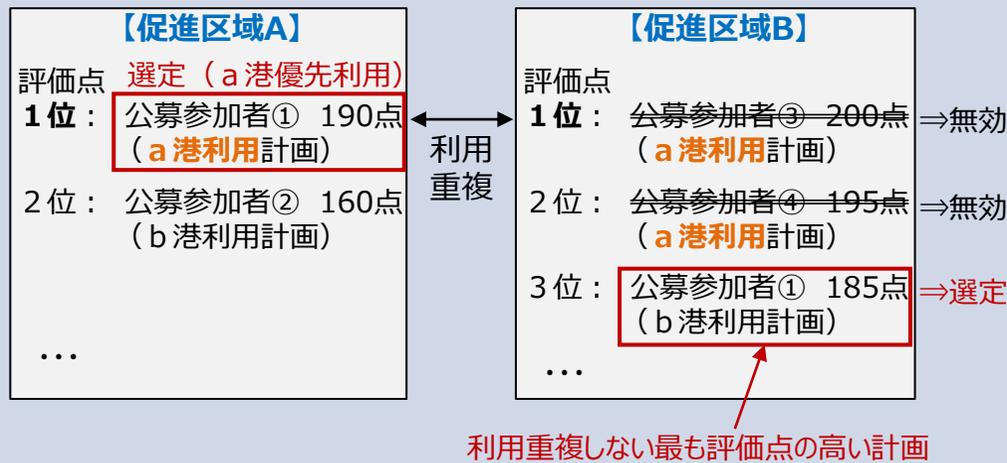
公募における基地港湾の利用に関する考え方（続き）

検討事項Ⅱ <利用重複を避けた公募占用計画の選定の方法>

- 利用重複した基地港湾を利用できない一方の促進区域において、利用重複を避けた公募占用計画の選定を行う必要がある。選定方法として、以下の2案が考えられる。

【案α】 利用重複した計画を無効とし、利用重複しない最も評価点の高い計画を選定

【案β】 利用重複した計画の提出者（ただし、「利用重複しない最も評価点の高い計画」以上の評価点を得た者に限る）に利用重複を避けた計画の再提出を認め、再評価結果に応じて選定



<特徴と留意点>

- 利用重複時に計画が無効となる可能性があることは公募参加者にとってリスクが極めて高いため、利用する基地港湾ごとの**複数案の公募占用計画の提出を例外的に認める(※)等の配慮**が必要。但し、この場合、公募参加者による**計画作成の負担が増大する恐れ**あり。

(※) 例：「促進区域A」への公募参加において、「a港を利用する公募占用計画」と「b港を利用する公募占用計画」の2つの計画提出を認める

<特徴と留意点>

- (案αと比較して) 利用重複時に選定されないリスクが低い (公募参加者の希望に応じて再提出の機会を設ける)。
- 計画の再提出・再評価期間 (3~4か月程度を想定) の確保が必要。選定後の事業実施に支障が生じないように、再提出・再評価期間を踏まえた選定予定時期を公募開始時に明示する必要。
- 公平性の観点から、再提出時の計画の変更事項を最小限とすべき。

公募における基地港湾の利用に関する考え方（続き）

検討事項Ⅲ <落札制限の実施の方法>

- 落札制限を適用する場合には、「**次点の公募参加者との点差**」が**大きな区域**（※）を優先して、**系統容量の合計が一定規模に達するまで海域を順次割り当てる方法**をお示していたところ（2022年6月23日 第14回合同会議）。
（※）点差が同じ場合は、系統容量の大きな区域
- 基地港湾の利用ルールを定める近傍の促進区域についても、**同様の考え方により落札制限を適用**することとする。この場合、基地港湾の利用が重複しない計画の組合せにより選定する必要があることから、「**利用重複しない次点の計画との点差**」により**海域の割り当て順を決める**こととする。

落札制限における海域の割り当て方法

（例）前頁の案βを採用した場合（注：簡略化の観点から、前頁の例示のうち一部記載を省略している）

☐☐☐☐：落札制限の適用前における仮選定結果

☐☐☐☐：利用重複しない次点の計画

近傍の促進区域

	促進区域A (0.7GW)	促進区域B (0.5GW)	促進区域C (0.5GW)
評価点 1 位	☐☐☐☐ 公募参加者①：190点【a港利用】	☐☐☐☐ 公募参加者③：200点【a港利用】	☐☐☐☐ 公募参加者①：200点 ▲30
評価点 2 位	☐☐☐☐ 公募参加者②：160点【b港利用】 ▲50	☐☐☐☐ 公募参加者①：185点【b港利用】 ▲10	☐☐☐☐ 公募参加者⑤：170点
評価点 3 位	☐☐☐☐ 公募参加者⑤：140点【a港利用】	☐☐☐☐ 公募参加者③：175点【b港利用】 ※再提出の計画が175点と仮定	（略）
海域割り当て順	1 番目（点差：-50点）	3 番目（点差：-10点）※落札制限	2 番目（点差：-30点）

【参考】複数区域同時公募時の落札制限案

第14回合同会議 資料 1
(2022年6月23日)

1. 国外の洋上風力発電に係る公募では、落札制限（区域数や設備容量）を実施しているケースあり。国内の洋上風力産業が黎明期にあることから、多数の事業者へ参入機会を与える観点から、多数の区域において公募を実施する際の基本的な考え方は以下のとおりとする。
 2. 基本的には、（多数の事業者に公募に参画いただく競争環境を維持するため）応札段階では入札数に制限をかけず、落札数に制限を設けることとしたい。但し、同時に公募する区域数や出力規模を踏まえて公募毎に適用有無等を検討する。
 3. 制限を設ける場合は、①効率的なサプライチェーン形成の阻害とならないよう一定の規模を確保することや、②事業実現性と価格評価が著しく劣る事業者が選定されないことがないような制度とする必要。また、③談合を防ぐ観点から、SPC、コンソーシアムによる公募参加にあたって一定の制限を設けることとしたい。
 4. 具体的には、以下の考え方とする。
 - (1) 1つの公募において、一定規模の複数区域について公募する場合、公募参加者の1者あたりの落札制限として、例えば1GWの基準を設ける。この場合、公募参加者1者が選定された促進区域の系統容量合計が1GW以上となった場合、落札上限に達したと判断し、当該参加者による、残る応札海域の応札提案は無効とする。
 - (2) 複数区域に応札する場合の公募参加者の同一性の判断について、共通するコンソーシアム・SPCの構成員の合計議決権比率（共通する構成員が一者の場合は当該者の議決権比率）が1/2超の場合は同一性があると判断する。
 - (3) 各区域ごとに、まずは、事業実現性評価と価格評価を実施し、各区域ごとにこれら評価の合計点が最も高い者を選定。
その上で、複数区域において、同一の公募参加者が選定され、当該区域に関する系統容量の合計が一定規模となる場合、当該公募参加者には、
 - ① 次点の公募参加者との点差が大きな区域を優先して1GWとなるまで割り当てる（※1, 2, 3）。
 - ② ①で優先順位が決まらない場合（点差が同じ場合）は、系統容量の大きな区域を優先して割り当てる。
- ※1 ただし、割当量が1GWを超える場合は、設備容量の過積載を考慮して、最後に加算する系統容量を除いた合計値が0.9GW以上となる場合、最後に加算した当該海域についての応札提案は無効とする。
- ※2 各海域間の系統容量に大きな差がある場合には、次点の者との点差で決まる海域の割り当て順によって落札できる容量が大きく変動するため、公平性や事業者の予見可能性の観点から留意が必要。
- ※3 異なる海域同士で評価点差の比較を行うことから、各海域を同一の評価軸で評価すべきことに留意が必要。
5. 既に公募を開始している秋田県八峰町・能代市沖の公募も落札制限の対象公募とする。

【参考】複数区域同時公募時の落札制限案（続き）

〈落札制限案①〉次点との点数差が大きい区域から1GW上限まで割当て

	区域A (0.7GW)			区域B (0.5GW)			区域C (0.3GW)		
	事業実現性評価	② 価格評価		事業実現性評価	価格評価		事業実現性評価	① 価格評価	
コンソーシアムα	110	合計230	120	100	合計220	120	95	合計215	120
		▲30			▲10			▲215	
コンソーシアムβ	100	合計200	100	100	合計210	110	—	—	—
コンソーシアムγ	90		80	105		70	—		—

〈落札制限案②〉次点との点数差が同じ場合は系統容量の大きい区域から割当て

	区域A (0.7GW)			区域B (0.5GW)			区域C (0.3GW)		
	事業実現性評価	① 価格評価		事業実現性評価	② 価格評価		事業実現性評価	価格評価	
コンソーシアムα	120	合計240	120	110	合計230	120	110	合計230	120
		▲20			▲20			▲20	
コンソーシアムβ	110	合計220	110	90	合計210	120	—	—	—
コンソーシアムγ	80		100	90		100	100	合計210	110

〈参考〉欧米における落札制限を行っている公募

- 欧米の洋上風力公募では、以下の公募において落札制限を導入している。
- 目的は、洋上風力への多様なプレーヤーの参入やサプライチェーンの多様化の観点。

	米国ニューヨーク州 (NY Bight)	英国 (Leasing Round4)
落札制限	1社1区画まで	1社3プロジェクト、合計3GW以下
入札結果	6区画、合計約5.6GW (平均0.9GW)	6区画、合計約8.0GW (平均1.3GW)